十八、株式会社主婦の店ナルスほか28名に対する件

昭和四十六年（排）第十八号

排除命令

新潟県直江津市中央一丁目九番三号
株式会社　主婦の店　ナルス
右代表者　代表取締役　成沢芳雄

新潟県新井市大字新井四百三十四番地
協和ドライクリーニング株式会社
右代表者　代表取締役　長沢正雄

新潟県新井市大字小出雲千八百一番地乙
合名会社　桝田屋茶店
右代表者　代表社員　吉住正治

新潟県直江津市中央一丁目九番三号
純喫茶　ナルス　こと　内山昌大

新潟県直江津市中央一丁目九番三号
扇屋　こと　小林幸一

新潟県直江津市中央一丁目九番三号
やはた　こと　内山嘉三郎
新潟県新井市大字北条六百二十七番地
有限会社　かんずり
右代表者　代表取締役　東条邦次
新潟県直江津市中央一丁目九番三号
ロータス　こと　間島佳江
新潟県直江津市春日新田三丁目一番四号
カメラのコバヤシ　こと　小林幸治
新潟県高田市北本町三丁目八十番五号
栄泉堂　こと　倉島秀雄
富山県黒部市三日市二千六百十五番地の一
有限会社　富士製パン
右代表者　代表取締役　木下種男
新潟県直江津市五智一丁目七十八番四号
わかなみ商事株式会社
右代表者　代表取締役　中村直治
新潟県直江津市中央二丁目五番六号

やまとや　こと　山田二郎

新潟県直江津市中央二丁目三番二十五号

有限会社　竹越洋服店

右代表者　代表取締役　竹越克己

新潟県高田市本町四丁目四番七号

有限会社　栄光堂

右代表者　代表取締役　荻井浩良

新潟県直江津市中央二丁目二番三号

有限会社　ヨシダ時計眼鏡店

右代表者　代表取締役　吉田良作

新潟県直江津市中央一丁目九番三号

ハニー　こと　松井佐保

新潟県直江津市中央一丁目九番三号

有限会社　ワシントン

右代表者　代表取締役　山田真吾

新潟県新潟市礎町通一ノ町千九百四十五番地

株式会社　真電商会

右代表者　代表取締役　真柄準一

新潟県中頸城郡柿崎町大字柿崎六千四百二十七番地
相沢製綿株式会社
右代表者　代表取締役　相沢藤太郎

新潟県直江津市中央一丁目九番三号
ルナこと　八木晃

新潟県十日町市泉十八番地
福島商事株式会社
右代表者　代表取締役　福島小四郎

新潟県直江津市中央一丁目九番三号
イチムラこと　市村忠

新潟県糸魚川市大字大町百四十六番地
合名会社　島道書店
右代表者　代表社員　島道重平

富山県富山市桜町二丁目二番六号
株式会社　ギフトバンクショップワコー
右代表者　代表取締役　酒井行夫

新潟県柏崎市東本町一丁目十一番三十九号
有限会社　藤村人形

右代表者　取締役　村松新次

新潟県直江津市中央一丁目五番八号

有限会社　井上商事

右代表者　代表取締役　井上繁光

新潟県高田市本町六丁目四番二十二号

川浦株式会社

右代表者　代表取締役　川浦栄一

新潟県直江津市中央一丁目九番三号

万来こと　加藤秀雄

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社主婦の店ナルス、協和ドライクリーニング株式会社、合名会社桝田屋茶店、純喫茶ナルスこと内山昌大、扇屋こと小林幸一、やはたこと内山嘉三郎、有限会社かんずり、ロータスこと間島佳江、カメラのコバヤシこと小林幸治、栄泉堂こと倉島秀雄、有限会社富士製パン、わかなみ商事株式会社、やまとやこと山田二郎、有限会社竹越洋服店、有限会社栄光堂、有限会社ヨシダ時計眼鏡店、ハニーこと松井佐保、有限会社ワシントン、株式会社真電商会、相沢製綿株式会社、ルナこと八木晃、福島商事株式会社、イチムラこと市村忠、合名会社島道書店、株式会社ギフトバンクシヨップワコー、有限会社藤村人形、有限会社井上商事、川浦株式会社および万来こと加藤秀雄は、昭和四十五年十二月十一日から同

月三十日までを期間として、一般消費者を対象に「全店クリスマスセール」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨および今後、このような違反行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　前記事業者らは、今後、その販売する商品について懸賞により景品類を提供する場合、景品類の価額の最高額が、(一)取引価額が五万円未満のときは、一万円または取引価額の二十倍のうちいずれか低い額、(二)取引価額が五万円以上十万円未満のときは、三万円、(三)取引価額が十万円以上のときは、五万円をこえるものを提供してはならない。

三　前記事業者らは、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　前記事業者らは、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社主婦の店ナルス、協和ドライクリーニング株式会社、合名会社桝田屋茶店、純喫茶ナルスこと内山昌大、扇屋こと小林幸一、やはたこと内山嘉三郎、有限会社かんずり、ロータスこと間島佳江、カメラのコバヤシこと小林幸治、栄泉堂こと倉島秀雄、有限会社富士製パン、わかなみ商事株式会社、やまとやこと山田二郎、有限会社竹越洋服店、有限会社栄光堂、有限会社ヨシダ時計眼鏡店、ハニーこと松井佐保、有限会社ワシントン、株式会社真電商会、相沢製綿株式会社、ルナこと八木晃、福島商事株式会社、イチムラこと市村忠、合名会社島道書店、株式会社ギフトバンクショップワコー、有限会社藤村人形、有限会社井上商

事、川浦株式会社および万来こと加藤秀雄（以下「ナルスほか二十八名」という。）は、それぞれ、肩書地に事務所を、また、新潟直江津市一丁目九番三号所在のナルスショッピングセンター内に店舗を置き、小売業またはサービス業を営む事業者である。

二　ナルスほか二十八名および被排除命令者外直江津フラワーこと岡田香代子（以下「直江津フラワー」という。なお、現在所在不明）は、前記ナルスショッピングセンター内店舗内において、共同して、「全店クリスマスセール」と称して、昭和四十五年十二月十一日から同月三十日までの期間（ただし、万来こと加藤秀雄は、昭和四十五年十二月二十六日から参加）に、買上げ額千円ごとに抽せん券一枚、また買上げ額百円ごとに補助券一枚を購買者に与え、抽せん券一枚または補助券十枚で一回抽せんさせ、一等日立カラーテレビＣＮ―七八〇〇（十三万八千円相当）一本、二等三菱ステレオＤＳＳ四五〇〇（四万七千円相当）一本、ソニーステレオＨＰ一〇〇（四万七千八百円相当）一本、三等シャープ洗濯機ＥＳ二〇〇五（一万六千八百円相当）三本、四等組布団（二枚組・六千円相当）十本以下五等から八等まで、および残念賞として、それぞれ、景品類を提供し、さらに残念賞を受けた者に応募用紙を与え、住所、氏名、年令、性別、職業を記入のうえ応募させ、抽せんでグアム島旅行（一組二名、三泊四日、十九万六千円）に招待した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の価額は、千円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、一万円である。よって、前記景品類中、一等、二等、三等の景品類の価額およびグアム島旅行招待の価額は、この制限をこえるものである。

なお、ナルスほか二十八名および直江津フラワーの店舗（前記ナルスショッピングセンター）の近辺には、他に多数の小売業者およびサービス業者の店舗があるので、本件は、一定地域における小売業者またはサービス業者の相当多数が共同して行なったものとは認められない。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、ナルスほか二十八名および直江津フラワーの行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年三月二十六日

公正取引委員会

委員長　谷村　裕

委員　有賀美智子

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男